

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公共職業安定所への出頭)</p> <p>第8条 受給資格者は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、第6条第1項の規定により交付を受けた受給資格者証を提出して求職の申込みをするとともに、その申込みをした事実の証明を受けなければならない。この場合において、その者が<u>第10条第4項に規定する受給期間延長通知書</u>の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。</p> <p>(条例第10条第1項に規定する規則で定める理由)</p> <p>第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 疾病又は負傷（<u>条例第10条第11項第3号</u>の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該支給に係る疾病又は負傷を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 条例第10条第1項の規定による申出は、<u>受給期間延長申請書</u>（様式第8号）に受給資格者証を添えて、知事に提出することによって行うものとする。第6条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> 知事は、第1項に規定する申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に<u>受給期間延長通知書</u>（様式第9号）を交付するとともに、受給資格者証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p>	<p>(公共職業安定所への出頭)</p> <p>第8条 受給資格者は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、第6条第1項の規定により交付を受けた受給資格者証を提出して求職の申込みをするとともに、その申込みをした事実の証明を受けなければならない。この場合において、その者が<u>第10条第5項又は第10条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書</u>の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。</p> <p>(条例第10条第1項に規定する規則で定める理由)</p> <p>第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 疾病又は負傷（<u>条例第10条第12項第3号</u>の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該支給に係る疾病又は負傷を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 条例第10条第1項の規定による申出は、<u>受給期間延長等申請書</u>（様式第8号）に<u>医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて知事に提出することによって行うものとする。第6条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> 第2項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、<u>受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 知事は、第1項に規定する申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に<u>受給期間延長等通知書</u>（様式第9号）を<u>交付しなければならない。この場合（第1項後段において準用する第6条第2項ただし書の規定に基づき受給資格者証を添えないで第1項に規定する申出を受けた場合を除く。）</u>において、知事は、受給資</p>

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

- (1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があったとき。受給期間延長通知書
- (2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだとき。受給期間延長通知書及び受給資格者証

6 第6条第2項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

格者証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

- (1) 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

7 第1項に規定する申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類を知事に提出しなければならない。

8 第6条第2項ただし書の規定は第6項の場合について、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項に規定する申出及び第6項の場合について準用する。

(条例第10条第5項に規定する規則で定める事業)

第10条の2 条例第10条第5項に規定する規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第17条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業によっては当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと管轄公共職業安定所の長が認めたもの

(条例第10条第5項に規定する規則で定める職員)

第10条の3 条例第10条第5項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第5項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして管轄公共職業安定所の長が認めた職員

(支給期間の特例の申出)

第10条の4 条例第10条第5項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する

退職の日後に同条第5項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて知事に提出することによって行うものとする。

2 前項に規定する申出（以下この条において「特例申出」という。）は、条例第10条第5項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2月以内にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 知事は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第5項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項において準用する第6条第2項ただし書の規定に基づき受給資格者証を添えないで特例申出を受けた場合を除く。）において、知事は、受給資格者証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1) 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第5項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

5 第6条第2項ただし書の規定は特例申出及び前項の場合について、第10条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について、同条第7項の規定は特例申出（第2項ただし書の場合における特例申出を含む。）及び前項の場合について準用する。

（基本手当に相当する退職手当の支給調整）

第11条 [略]

2 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合には、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給調整）

第11条 [略]

2 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合には、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第10条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3・4 [略]

（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）

第15条 受給資格者は、条例第10条第10項第1号に掲げる場合に該当し、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするとき、又は同条第11項第1号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として若しくは同項第2号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証明書（様式第13号）及び受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第6条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 [略]

（条例第10条第10項第2号に規定する規則で定める者）

第15条の2 条例第10条第10項第2号アに規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1)～(3) [略]

2 条例第10条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）

第16条 受給資格者は、条例第10条第11項第3号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書（様式第14号）に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2 [略]

3 第6条第2項ただし書の規定は第1項の場合について、第10条第3項の規定は前項ただし書の場合について準用する。

4 [略]

（就業促進手当に相当する退職手当の支給手続）

第17条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者（以下「受給資格者等」という。）は、同条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするとき、又は同条第12項第1号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として若しくは同項第2号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証明書（様式第13号）及び受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第6条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第10条第6項又は第7項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第10条第8項又は第9項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3・4 [略]

（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）

第15条 受給資格者は、条例第10条第11項第1号に掲げる場合に該当し、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするとき、又は同条第12項第1号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として若しくは同項第2号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証明書（様式第13号）及び受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第6条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 [略]

（条例第10条第11項第2号に規定する規則で定める者）

第15条の2 条例第10条第11項第2号アに規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1)～(3) [略]

2 条例第10条第11項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）

第16条 受給資格者は、条例第10条第12項第3号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書（様式第14号）に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2 [略]

3 第6条第2項ただし書の規定は第1項の場合について、第10条第3項及び第4項の規定は前項ただし書の場合について準用する。

4 [略]

（就業促進手当に相当する退職手当の支給手続）

第17条 受給資格者又は条例第10条第16項に規定する者（以下「受給資格者等」という。）は、同条第12項第4号（同条第16項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするとき、又は同条第12項第1号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として若しくは同項第2号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証明書（様式第13号）及び受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第6条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

るときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（同条第3項第2号の規定により加算する額に相当する部分を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の2）に、同条第1項第1号ロに該当する者に係る就職促進手当（再就職手当に相当する部分を除く。以下「就業促進定着手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、それぞれ受給資格者証、第23条に規定する高年齢受給資格者証又は第23条の2に規定する特例受給資格者証（以下「受給資格者証等」という。）を添えて任命権者に提出しなければならない。

2～4 [略]

（移転費に相当する退職手当の支給手続）

第19条 受給資格者等は、条例第10条第11項第5号（同条第15項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に受給資格者証等を添えて任命権者に提出しなければならない。この場合において、親族を随伴して移転するときは、その親族がその者により生計を維持されている者であることを証明することができる書類を添えなければならない。

2～5 [略]

（求職活動支援費に相当する退職手当の支給手続）

第20条 受給資格者等は、条例第10条第11項第6号（同条第15項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の2）に、同

るときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（同条第3項第2号の規定により加算する額に相当する部分を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の2）に、同条第1項第1号ロに該当する者に係る就職促進手当（再就職手当に相当する部分を除く。以下「就業促進定着手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、それぞれ受給資格者証、第23条に規定する高年齢受給資格者証又は第23条の2に規定する特例受給資格者証（以下「受給資格者証等」という。）を添えて任命権者に提出しなければならない。

2～4 [略]

（移転費に相当する退職手当の支給手続）

第19条 受給資格者等は、条例第10条第12項第5号（同条第16項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に受給資格者証等を添えて任命権者に提出しなければならない。この場合において、親族を随伴して移転するときは、その親族がその者により生計を維持されている者であることを証明することができる書類を添えなければならない。

2～5 [略]

（求職活動支援費に相当する退職手当の支給手続）

第20条 受給資格者等は、条例第10条第12項第6号（同条第16項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の2）に、同

項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の3）に、それぞれ受給資格者証等を添えて任命権者に提出しなければならない。

2～5 [略]

（準用）

第24条 第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項、第21条並びに第22条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、第6条第2項及び第11条第2項（第1号を除く。）中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項並びに第22条第1項中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、第8条前段中「第6条第1項」とあるのは「第23条」と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第13条第1項、第21条並びに第22条中「受給資格者証」とあるのは「第23条に規定する高年齢受給資格者証」と、第11条第2項及び第13条第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第5項」と、第11条第2項第1号中「基本手当、高年齢求職者給付金」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第21条第1項中「条例第10条第1項に規定する期間内（在職証の交付を受けた者にあつては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該高年齢受給資格者証又は在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項、第21条並びに第22条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、第6条第2項及び第11条第2項（第1号を除く。）中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項並びに第22条第1項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、第8条前段中「第6条第1項」とあるのは「第23条の2」と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第13条第1項、第21条並びに第22条中「受給資格者証」とあるのは「第23条の2に規定する特例受給資格者証」と、第11条第2項及び第13条第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第7項」と、第11条第2項第1号中「基本手当、高年齢求職者給付金

項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の3）に、それぞれ受給資格者証等を添えて任命権者に提出しなければならない。

2～5 [略]

（準用）

第24条 第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項、第21条並びに第22条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、第6条第2項及び第11条第2項（第1号を除く。）中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項並びに第22条第1項中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、第8条前段中「第6条第1項」とあるのは「第23条」と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第13条第1項、第21条並びに第22条中「受給資格者証」とあるのは「第23条に規定する高年齢受給資格者証」と、第11条第2項及び第13条第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第6項」と、第11条第2項第1号中「基本手当、高年齢求職者給付金」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第21条第1項中「条例第10条第1項に規定する期間内（在職証の交付を受けた者にあつては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該高年齢受給資格者証又は在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項、第21条並びに第22条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、第6条第2項及び第11条第2項（第1号を除く。）中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項並びに第22条第1項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、第8条前段中「第6条第1項」とあるのは「第23条の2」と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第13条第1項、第21条並びに第22条中「受給資格者証」とあるのは「第23条の2に規定する特例受給資格者証」と、第11条第2項及び第13条第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第8項」と、第11条第2項第1号中「基本手当、高年齢求職者給付金

」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第21条第1項中「条例第10条第1項に規定する期間内（在職証の交付を受けた者にあつては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該特例受給資格者証又は在職証に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

第25条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第10条第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第1項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 [略]

3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けたものでなければならない。この場合において、条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を受けた後、条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者証を提出した上、失業の証明を受けるものとする。

4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）

第26条 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第24条第2項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 [略]

3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けたものでなければならない。この場合において、条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあつては第24条第2

」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第21条第1項中「条例第10条第1項に規定する期間内（在職証の交付を受けた者にあつては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該特例受給資格者証又は在職証に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

第25条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第10条第6項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第1項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 [略]

3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けたものでなければならない。この場合において、条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を受けた後、条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者証を提出した上、失業の証明を受けるものとする。

4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）

第26条 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第8項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第24条第2項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 [略]

3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けたものでなければならない。この場合において、条例第10条第8項の規定による退職手当に係る場合にあつては第24条第2

項において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を受けた後、条例第10条第8項の規定による退職手当に係る場合にあっては第24条第2項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者証を提出した上、失業の証明を受けるものとする。

- 4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第8号（第10条関係）

受給期間延長申請書

[略]	
③ <u>職業に就くことができない理由</u>	
④ ③の理由が疾病又は負傷の場合	[略]
⑤ ③の理由が④以外の場合	[略]
⑥ <u>職業に就くことができない</u>	[略]

項において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を受けた後、条例第10条第9項の規定による退職手当に係る場合にあっては第24条第2項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者証を提出した上、失業の証明を受けるものとする。

- 4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第8項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第8号（第10条、第10条の4関係）

受給期間延長等申請書

[略]	
③ <u>この申請書を提出する理由</u>	<u>ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため</u> <u>イ 事業を開始等したため</u> <u>具体的理由</u> [ ]
④ ③の <u>ア</u> の理由が疾病又は負傷の場合	[略]
⑤ ③の <u>ア</u> の理由が④以外の場合	[略]
⑥ <u>理由の場合</u>	<u>申請者は、職員の退職手当に関する条例第10条第5項の規定の適用を受けることができる者であると認める。</u> 〃 年 月 日 公共職業安定所長 氏 〃 名 〃
⑦ <u>職業に就くことができない</u>	[略]

期間	
職員の退職手当の支給等に関する規則第10条第1項の規定により、上記のとおり申請します。	
[略]	
[略]	
	[略]

[略]  
1～3 [略]

4 ⑥欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

5 [略]  
[略]

様式第9号（第10条関係）

受給期間延長通知書

[略]	
受給期間延長の理由	
延長後の受給期間満了年月日	[略]

期間又は事業を実施する期間	
職員の退職手当の支給等に関する規則第10条第1項（第10条の4第1項）の規定により、上記のとおり申請します。	
[略]	
[略]	
	[略]

[略]  
1～3 [略]

4 ⑥欄の場合は、管轄公共職業安定所長の認定を受けること。なお、職員の退職手当に関する条例第10条第5項の規定は、雇用保険法第20条の2の規定に相当するものであること。

5 ⑦欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

6 [略]  
[略]

様式第9号（第10条、第10条の4関係）

受給期間延長等通知書

[略]	
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため
	イ 事業を開始等したため
	具体的理由 [ ]
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	[略]

職員の退職手当の支給等に関する規則第10条第4項の規定により、上記のとおり受給期間を延長する。

[略]

[略]

- 1 [略]
- 2 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があったとき）は、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を任命権者を經由して提出すること。
- 3 職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

[略]

様式第11号（第14条関係）

[略]

[略]			
公共職業訓練②等に関する事項	(1) 種類	[略]	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
	[略]		
[略]			

[略]

職員の退職手当に関する条例第10条第1項（第5項）の規定により、上記のとおり受給期間を延長等する。

[略]

[略]

- 1 [略]
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）は、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を任命権者を經由して提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

[略]

様式第11号（第14条関係）

[略]

[略]				
公共職業訓練②等に関する事項	(1) 種類	[略]	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 <u>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練</u>
	[略]			
[略]				

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員の退職手当の支給等に関する規則の規定により提出され、又は交付されている申請書等又は通知書は、この規則による改正後の職員の退職手当の支給等に関する規則の規定により提出され、又は交付されている申請書等又は通知書とみなす。